

作りませんか？住民基本台帳カード

住民基本台帳カードとは、お住まいの市町村から希望者に交付される、運転免許証とほぼ同サイズの高度なセキュリティ機能を備えたＩＣカードです。

市役所の届出や証明書を受け取る時などの本人確認の際に提示する公的な身分証明書や、インターネットを利用した国税の電子申告などに使用できます。

住民基本台帳カードが必要な方は、

ぜひ、申請してください。

◆カードの有効期限

住民基本台帳カードの有効期限は、日本人、外国人住民のうち永住者の在留資格を有する方および特別永住者の方については、発行日から10年間有効です。中长期在留者（永住者除く）の方は、発行日から在留期間の満了日まで有効です。

◆カードの申請に必要なもの

(1) 本人確認書類

※有効期限内のものに限ります。

【本庁で申請する場合】

次の①から④のいずれか

① ＩＣ運転免許証1点（運転免許証に設定されている暗証番号の入力が必要です。暗証番号亡失等により確認が行えなかった場合には、さらにもう1点、健康保険証等の本人確認書類の提示が必要です。）

② 官公署発行の顔写真付き身分証明書（非ＩＣ運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書など）1点と、本人確認できる書類（健康保険証、年金手帳など）1点

③ 官公署発行の顔写真付き身分証明書（非ＩＣ運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書など）1点と、本人確認できる書類（健康保険証、年金手帳など）2点

④ 本人確認できる書類（健康保険証、年金手帳など）2点

【各支所・行政サービスセンターで申請する場合】

次の①または②
① 官公署発行の顔写真付き身分証明書（運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書など）1点

② 本人確認できる書類（健康保険証、年金手帳など）2点

(2) 顔写真付カードをご希望の場合は、顔写真（縦4.5cm×横3.5cm、6か月以内撮影、無帽、正面、無背景のもの）

※お持ちでない場合は、市役所で撮影することもできます。（無料）

(3) 手数料 500円

◆カードの交付までの所要時間

申請者本人が本庁に来庁し、本人確認書類（本庁で申請する場合）の①②③のいずれかの書類を提示して申請された場合は、即日、住民基本台帳カードが交付されます。なお、この場合の申請から交付までにかかる時間は、約10分です。それ以外の申請は、後日交付になります。

◆申請窓口

市役所市民生活課戸籍係（本庁舎1階）

または各支所市民課・行政サービスセンターの市民生活係

◆受付時間


午前8時30分～午後5時

※土、日、祝日、年末年始の休業日を除きます。

◆お問い合わせ

市役所市民生活課戸籍係
☎ 63-5112

◆カードの種類と用途

<p>顔写真つき</p> <p>記載内容 交付地市区町村名、有効期限、生年月日、性別、氏名、通称（住民票に通称が記載されている方に限ります。）、住所</p> <p>主な用途 公的な身分証明書、国税の電子申告（別に電子証明書の取得が必要です。）など</p>	
<p>顔写真なし</p> <p>記載内容 交付地市区町村名、有効期限、氏名、通称（住民票に通称が記載されている方に限ります。）</p> <p>主な用途 国税の電子申告（別に電子証明書の取得が必要です。）など</p>	